

議案第16号

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「14万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の6.8」に改める。

第4条中「100分の20」を「100分の10」に改める。

第5条中「1万3,000円」を「1万7,000円」に改める。

第5条の2第1号中「1万円」を「5,000円」に改め、同条第2号中「5,000円」を「2,500円」に改め、同条第3号中「7,500円」を「3,750円」に改める。

第19条中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「17万円」に、「12万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「9,100円」を「11,900円」に改め、同号イ①中「7,000円」を「3,500円」に改め、同号イ②中「3,500円」を「1,750円」に改め、同号イ③中「5,250円」を「2,625円」に改め、同条第2号ア中「6,500円」を「8,500円」に改め、同号イ④中「5,000円」を「2,500円」に改め、同号イ⑤中「2,500円」を「1,250円」に改め、同号イ⑥中「3,750円」を「1,875円」に改め、同条第3号ア中「2,600円」を「3,400円」に改め、同号イ⑦中「2,000円」を「1,000円」に改め、同号イ⑧中「1,000円」を「500円」に改め、同号イ⑨中「1,500円」を「750円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成28年2月26日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とす</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とす</p>

る。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(基礎課税額に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条の3及び第6条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.8を乗じて算定する。

2 省略

(基礎課税額に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の10を乗じて算定する。

(基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万7,000円とする。

(基礎課税額に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

る。ただし、当該合算額が12万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、12万円とする。

(基礎課税額に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条の3及び第6条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.6を乗じて算定する。

2 省略

(基礎課税額に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の20を乗じて算定する。

(基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万3,000円とする。

(基礎課税額に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第19条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第19条において同じ。）

以外の世帯 5,000円

(2) 特定世帯 2,500円

(3) 特定継続世帯 3,750円

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から

める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第19条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第19条において同じ。）

以外の世帯 1万円

(2) 特定世帯 5,000円

(3) 特定継続世帯 7,500円

（国民健康保険税の減額）

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から

ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 11,900円

イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

② 特定世帯 1,750円

③ 特定継続世帯 2,625円

ウ～エ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26

ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 9,100円

イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円

② 特定世帯 3,500円

③ 特定継続世帯 5,250円

ウ～エ 省略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26

<p>万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>8,500円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ⅰ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,500円</u></p> <p>(ⅱ) 特定世帯 <u>1,250円</u></p> <p>(ⅲ) 特定継続世帯 <u>1,875円</u></p> <p>ウヘエ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>3,400円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ⅰ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,000円</u></p> <p>(ⅱ) 特定世帯 <u>500円</u></p>	<p>万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>6,500円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ⅰ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,000円</u></p> <p>(ⅱ) 特定世帯 <u>2,500円</u></p> <p>(ⅲ) 特定継続世帯 <u>3,750円</u></p> <p>ウヘエ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）</p> <p>1人について <u>2,600円</u></p> <p>イ 基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ⅰ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,000円</u></p> <p>(ⅱ) 特定世帯 <u>1,000円</u></p>
---	---

例 特定継続世帯 750円
ウ～エ 省略

例 特定継続世帯 1,500円
ウ～エ 省略